



海渡 雄一

(弁護士 秘密保護法対策  
弁護団共同代表・脱原発弁  
護団全国連絡会共同代表)

2025/12/16 超党派国会議員と市民の勉強会 第3回  
戦争の危機の深まりの中で、スパイ防止法は  
戦争反対の声を封ずる凶器となる

1

1

## 治安維持法100年 戦争体制の国づくりの中で、 何ができるか？

- ことし2025年は1945年敗戦後80年、1925年治安維持法制定後100年にあたる。
- この80年、日本は戦争をしなかった。
- しかし、2013年の特定秘密保護法の制定以来、市民の情報を国家が収集管理する、国家の秘密を拡大し、その漏洩に厳罰を科す仕組みの整備が進んでいる。
- この戦争体制のための国づくりの総仕上げがスパイ防止法です。



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

2

## 2012年末の第2次安倍政権成立後 戦争体制準備の法案が次々につくられ、防衛予算は四 兆円を突破した。

- 13年には特定秘密保護法
- 14年に閣議決定で、集団的自衛権を容認
- 15年には集団的自衛権を認める平和安全保障法制
- 17年には共謀罪法
- 20年には学術会議6人の委員の任命拒否
- 21年にはデジタル監視法と重要土地規制法
- 22年には警察庁にサイバー局が設置され、経済安保法が成立
- 23年には軍拡予算確保法と軍需産業強化法が成立
- 2024年重要経済安保情報の規制と活用に関する法律(経済秘密保護法)が成立
- 2025年能動的サイバー防御法が成立
- このような監視社会を進める一連の法制度は、プライバシーの危機であり、表現の自由を萎縮させ、民主主義の危機をもたらす。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

3

3

## スパイ防止法の本質

- 武器輸出禁止の国事が変わる中で、日本の経済そのものが軍事化していく過程が始まっている。
- スパイ防止法によって、政府批判や戦争に反対する活動そのものが犯罪として取り締まれる可能性がある。
- 外国勢力の活動登録法、外国代理人規制法などの名目によって、外国人と交流することそのものが犯罪として位置づけられる可能性がある。
- 法律の本質をあらわすようなキャッチコピーを作り、その危険性をわかりやすく市民に知らせる必要がある。
  - 「#政府批判がスパイになる」
  - 「#あなたの『知りたい』がスパイとされる」
  - 「#外国の人々と仲良くすることが罪になる」
  - 「#スパイでつち上げ法案」
  - 「#日本製スパイ養成法案」

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

4

4

## 国籍や立場の違いを超えた深い友情と人間的な信頼に結ばれ、学問の真理追求の精神を育んだ「心の会」がスパイ摘発の舞台とされた



- 軍機保護法が適用され、北海道大学の学生宮澤弘幸さんが太平洋戦争の開戦の日に検挙された。当時北大では英語のレーン夫妻の他、ドイツ語のヘルマン・ヘッカー、フランス語の太黒マチルド、イタリア人のフォスコ・マライーニらの先生が教鞭をとっており、向学心にあふれた学生たちは次第に彼らのもとに集うようになった。
- その集まりは「心の会（ソシエテ・デュ・クール）」と名付られ、国籍や立場の違いを超えて深い友情と人間的な信頼に結ばれ、学問の真理追求の精神を育んでいった。
- 日米開戦が近づくと、外国人に対する特高の監視も厳しくなり外国人教師と学生の交流の場「心の会」までが狙われたのだ。

20XX/9/3

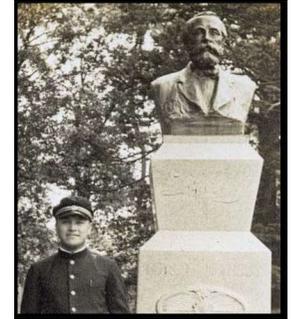
プレゼンテーションのタイトル

5

5

## 大学の実習旅行などで見聞きしたことを外国教師に話したことがスパイ行為、軍機漏洩とされた。

- 北海道帝国大学工学部2年生だった宮澤さんは、北大予科で英語の教えを受け、交流のあった外国人講師ハロルド・レーン及びその妻ポーリン・レーン（いずれも米国人）との雑談の中で、樺太に大学の実習に行った際や私的に旅行した際に見聞きしたことなどを話したことが、「軍事上の秘密を探知収集、かつ漏えいした」罪（法4条2項）を犯したとされた。
- 宮澤さんは北海道網走刑務所で服役し、1945年10月10日に釈放されたが、拷問と寒さのために健康を害され、1947年2月には病死した。
- 「たしかに裁判はあったけど、全部お膳立てができていたんだ。見たこともない証人がでてきてぼくの言葉を否定する。大東亜戦争に破壊工作をした罪で二〇年の刑(ママ 求刑と混同していると思われる)を言い渡されたんだ。」(マライーニ『随筆日本』)まさに宮澤さんは、戦争遂行のための秘密保護制度によってその若い命を奪われたといえる。



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

6

6

高市自民党・維新の会連立政権の政権合意にはスパイ防止法の制定が盛り込まれている



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

7

7

## 自民・維新連立合意におけるスパイ防止・インテリジェンス政策

- わが国のインテリジェンス機能が脆弱（ぜいじゃく）であり、インテリジェンスに関する国家機能の強化が急務であるという認識を共有し、総合的なインテリジェンス改革について協議し、合意した施策について実行する。
- 26年通常国会において、内閣情報調査室および内閣情報官を格上げし、「国家情報局」および「国家情報局長」を創設する。安全保障領域における政策部門および情報部門を同列とするため、「国家情報局」および「国家情報局長」は、「国家安全保障局」および「国家安全保障局長」と同格とする。
- 現在の「内閣情報会議」（閣議決定事項）を発展的に解消し、26年通常国会において、「国家情報会議」を設置する法律を制定する。
- 27年度末までに独立した対外情報庁（仮称）を創設する。
- 情報要員を組織的に養成するため、27年度末までに、インテリジェンス・コミュニティ横断的（省庁横断的）な情報要員（インテリジェンス・オフィサー）養成機関を創設する。
- インテリジェンス・スパイ防止関連法制（基本法、外国代理人登録法およびロビイア活動公開法など）について25年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる。

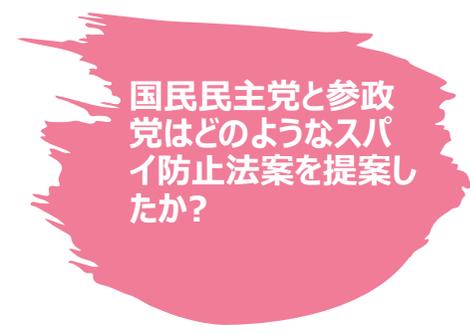
8

## 立憲民主党城井崇志議員の質問に対する高市首相の答弁



→ インテリジェンス政策の取りまとめと対外情報庁についてお尋ねがありました。今般、自民党と日本維新の会との間で締結した連立政権合意書においては、**国家情報局等の創設や対外情報庁の創設といった様々なインテリジェンス政策が盛り込まれました。政府としては、与党と緊密に連携し、情報機関の組織の在り方等について、お尋ねの事項も含め、早急に論点を整理し、検討を進めてまいります。**

### 「スパイ防止法」を巡る各党の検討状況と法案の概要



自民	首相が会長だった党調査会が5月、 <b>法整備検討などを明記した提言</b> をとりまとめ	連立政権合意書で、 <b>関連法制の年内検討開始と速やかな法案成立を明記</b>
維新	党タスクフォースが10月、 <b>基本法制定を求め中間報告</b> をとりまとめ	
国民民主	①インテリジェンス機関と管理する独立組織の設置 ②外国の利益を目的とした活動の届け出制度整備	①②などを <b>政府に求める法案を提出</b>
参政党	①内閣情報調査局の設置 ②選挙などに不当な影響を及ぼす外国の行為への罰則の整備	①②などを <b>政府に求める法案を提出</b>

## 国民民主党玉木雄一郎代表からの質問と高市首相の答弁



- ・ 現在、国民民主党安全保障調査会の作業部会で**スパイ防止法の起草作業**を行っています。我が党案は、単にインテリジェンス機関の設置や能力向上を目指すだけでなく、国民の自由と人権の尊重や、インテリジェンスの最前線で働く同胞の保護も含むバランスの取れた内容になっています。高市政権でも、まずは**国家インテリジェンス戦略を策定し、スパイ防止に係る大原則を定めるべきではありませんか。また、現在最前線で働いている方々やその家族を守るための安全確保策を強化すべきと考えますが**、高市総理の考えを伺います。(11月5日、衆議院本会議、玉木雄一郎)
- ・ → 今般、自民党と日本維新の会との間で締結した連立政権合意書において、総合的なインテリジェンス改革、スパイ防止関連法制の検討などが盛り込まれました。政府としては、与党と緊密に連携し、**玉木議員から御指摘のあった点も含め、早急に論点を整理し、検討を進めてまいります。**

## 国民民主党は、外国人の土地取得規制も提案

- ・ 次に、外国人による土地取得規制について伺います。私たち国民民主党は、**防衛施設や国境離島などが対象となっている重要土地等調査法を見直す法案を国会に提出**しています。防衛、外交安全保障分野のみならず、**経済安全保障、すなわち科学技術やインフラ、文化、水源等の各分野に係る土地取得を規制すべきと考えますが**、高市総理が所信表明で述べた**土地取得等のルール**の在り方の検討において、**対象をどこまで拡大するのか**、お聞かせください。
- ・ (答弁) 外国人による土地取得等のルール**の在り方の検討**についてもお尋ねがございました。政府においては、**昨日立ち上げました外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚級会議によりまして、新たな担当大臣の下で、土地取得等のルール**の在り方についても、**外国人による不動産保有の実態把握を進め、政府一体となって総合的な検討**を行ってまいります。
- ・ まずは、**来年一月を目途に、基本的な考え方や取組の方向性を示すように取り組んでいく考え**でございます。

# 国民民主党はスパイ防止基本法案を臨時国会に提案した

- 国民民主党の参院選公約には、G7諸国と同等レベルの「スパイ防止法」を制定することが明記されている
- すなわち、国民民主党の参院選公約には、「スパイ防止法」の制定という項目が建てられ、「G7諸国と同等レベルの「スパイ防止法」を制定します。今の日本には、スパイ行為を包括的に処罰できる法律が整っていません。また、近年ではサイバー空間を含む新たな諜報活動が国際的に活発化しており、従来の法制度では対応困難な状況です。こうした現状を踏まえ、国家機密保護や安全保障体制の強化という観点から、**サイバー空間を含めたスパイ行為全般を処罰対象とする、実効性の高い包括的な法整備を進めます。**」としている。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

13

# 国民民主党のスパイ防止3法案(9/26朝日新聞)

- スパイ防止法について検討している国民民主党のワーキングチーム（WT）の中間報告書案が25日、判明した。**外国勢力の日本国内での活動の登録・公開や、インテリジェンス（情報収集・分析）に特化した独立機関の創設などを盛り込んだ。**党内で法案を取りまとめた後、与野党に協議を呼びかけ、秋の臨時国会への法案提出を目指す。
- WTは9月中旬から有識者や関係省庁に30時間以上のヒアリングを行い、中間報告書案を作成。スパイ防止法整備の目的について「敵対勢力の不透明な活動から民主主義を防衛し、我が国の自由な意思決定を堅持する」とした。**複数の法案をパッケージとして法整備をめざす**とした。
- 報告書案では法整備に伴い、国民の表現や政治活動の自由が萎縮するおそれ、インテリジェンス機関の活動が政治的圧力でゆがめられる可能性があることなど課題を列挙。「より広く深い国民的理解が不可欠だ」と強調した。
- 玉木雄一郎代表は24日の記者会見で、臨時国会への法案提出をめざす方針を示し、「**与野党の幅広い合意を得られる対策を講じていきたい**」と述べた。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

14

**国民 民主 党** インテリジェンスに係る 態勢整備推進法案

**1 インテリジェンス法の要点**

インテリジェンス法は、民主主義、自由、人権を守るための情報活動の基盤を整える

- 日本で初めて「インテリジェンス」や「民主的統制」を法に明記
- 体制整備の方向性を示すプログラム法であるとともに、この分野の全体像を示す基本法的性格を持つ。

※他党の考え方との差

国家インテリジェンスは、外務や防衛から独立すべきものであり、外務大臣等の担当としない。

政治的中立を保障することで、エビデンスの客観性を担保する。(法7条)

防諜のみならず、インテリジェンス全体の態勢整備により、国民を守る。(法2条)

→日本の民主主義を守るための包括的な構想を描く

20XX

イラスト

**国民 民主 党** インテリジェンスに係る 態勢整備推進法案

**2 インテリジェンスの本質と定義**

国と国民を守るための「政策決定のエビデンス」を創り出すことこそ本質(法2条)

※「スパイ防止」は数ある手段の一。

スパイ防止は「立派な家の鍵」であり重要だが、これのみで国民と国を守れない。

インテリジェンスは「頑丈な塀や屋根、窓」も含む「家全体」。

サイバー攻撃や世論攪乱などさまざまな脅威から国民と国を守る。

**国民 民主 党** インテリジェンスに係る 態勢整備推進法案

**3 法案の全体像と特徴**

民主的統制(法7条):  
国民の信頼なしにインテリジェンスなし  
白書など国会への報告を行い、国民がチェックできる環境を整える

政治的中立性(法7条)  
政策部門と分離し、政策のエビデンスの客観性を担保  
インテリジェンス機関の忠誠の対象は、時の政権ではなく「憲法秩序と国民」  
政治的圧力から距離を置く(独立行政委員会の下で管理)

透明化(法6条)  
偽情報を含む外国からの影響力工作を「見える化」し、民主主義の根幹を守る

関係者の保護(法8、9条)  
現場で危険を冒す人々を守ることは国の責務  
セーフハウスの確保やセカンドキャリア支援、手法の拡充などにより、積極的に保護する  
CIAステラス製薬社員の拘束

教訓を生かす(第8、10、11、12条)  
北朝鮮による拉致や大川原化工機冤罪事件などの失敗を検証し、国民に説明し、自己改革を続ける組織をつくる  
例:米国「トラー報告書」(イラクの「大量破壊兵器保有」に関するインテリジェンスの失敗を検証)

※議論の三本柱を体現する法案

- 国民の自由と人権の尊重
- 国家の存立と主権の擁護
- インテリジェンス関係者の保護

20XX/9/3

プレゼンテーションのタ

**国民 民主 党** インテリジェンスに係る 態勢整備推進法案

**4 目指す未来**

この法律が目指すのは、罰則で縛る社会ではなく、信頼と強靭さを持った社会

- 成熟した市民社会: 外国の干渉を「見える化」し、国民が自ら判断できる健全な民主主義の基盤をつくる
- 自己改革を続ける組織: 検証と調査研究を通じて進化し続ける
- 信頼される政府: 透明性を高め、国民の理解と信頼を得る努力を続ける。

過去の悲劇の教訓を踏まえ、対症療法でなく根本治療を  
大川原化工機冤罪事件  
執行機関の専門知識の欠如により、無実の罪が捏造されました。「盾」が国民を閉じ込める「檻」と化した象徴的な事例

北朝鮮による拉致  
警察は情報を収集していたものの、国民・政治の理解を得られず、防止できなかった。これらの問題は罰則強化で解決できない。組織体制や組織文化や民主的統制、政治的中立を含む構造改革が急務

## 耳当たりの良い言葉で、スパイ防止法案の露払いを務めようとする国民民主党のスパイ防止基本法案

- 日本の情報機関の活動はインテリジェンスと呼び、これを積極的に養成支援する。
- 外国の活動の可視化を図るとして、外国代理人規制制度への傾斜を示している。
- 民主的統制、政治的中立、透明性の確保など、耳当たりのよい言葉で、政府のスパイ防止法制定を側面から支援しようとしている。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

17

17

## 国民民主党の中間報告書案に盛り込まれた法整備の概要(\*法案名はいずれも仮称・未提案)

- 【外国勢力活動透明化法案】
- 外国勢力の国内活動の登録・一部公開
- 登録について審査・監督する機関を設け、制度運用状況を国会に報告
- 「外国勢力活動透明化法案」では、外国勢力の日本国内でのロビー活動の内容や資金源、保有資産を登録し、一部を公開する。登録について審査・監督する独立機関を設け、制度の運用状況を定期的に点検・評価し、国会に報告する。
- 【国家戦略立案能力強化・コミュニティ改革法案】
- 政府にインテリジェンス戦略の策定・公表を義務付ける
- 独立したインテリジェンス機関の創設
- 「国家戦略立案能力強化・コミュニティ改革法案」では、政府にインテリジェンス戦略の策定と公表を義務付ける。また、警察庁などから独立したインテリジェンス機関を創設し、政治的中立性を担保する規定の必要性を指摘した。すでに政府内にある国際テロ情報収集ユニットや公安調査庁を改編する形での創設も検討する。す
- 【インテリジェンス関係者安全保護法案】
- 関係者の安全を確保するため、仮装身分による活動を保障

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

18

18

## 参政党のスパイ防止関連二法案の内容

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

19

19

## 参政党は中心政策にスパイ防止法を取り上げ、すでに二つの法案を提案している。

- 参政党も、日本版「スパイ防止法」等の制定で、経済安全保障などの観点から外国勢による日本に対する侵略的な行為や機微情報の盗取などを機動的に防止・制圧する仕組みを構築する旨を記載している。
- 繰り返される情報戦（事実に基づかない日本批判）、歴史戦（誤った歴史情報）に対して、オールジャパンで先手をとって正しい情報を発信する（カウンター・プロパガンダ）。
- 国民が偽情報やプロパガンダを識別できるよう、教育機関や公共キャンペーンを通じて情報リテラシー教育を推進。
- 参政党の神谷宗幣代表は、本年7月14日、松山市であった参院選の街頭演説で、公務員を対象に「極端な思想の人たちは辞めてもらわないといけない。これを洗い出すのがスパイ防止法です」と述べた。神谷氏は「極左の考え方をを持った人たちが浸透工作で社会の中枢ががっかり入っていると思う」とも述べたという。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

20

20

# 参政党の スパイ防止 関連2法案

スパイ防止関連2法案の全体像		
1. 防諜に関する施策の推進に関する法律案 — 防諜に関する施策を総合的に推進し、我が国及び国民の安全を確保—		
<p><b>防諜等、防諜の促進</b></p> <p>① 公になつていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えおそれがあるものを取得するための活動その他の不当な活動であつて、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれがあるもの</p> <p>② 虚偽の情報の発信その他の不当な方法により我が国における公選の選挙、国民投票その他の投票又は投票しは地方公共団体の政策決定に不当な影響を及ぼす活動であつて、直接又は間接に、我が国及び国民の安全を害し、又は害するおそれがあるもの</p> <p>防諜 = 諜報等 (①・②) であつて外国により行われるものによる悪影響を防止すること。</p>	<p><b>基本理念</b></p> <p>防諜に関する施策は、国際情勢の変化、情報通信技術等の活用の進展に的確に対応することを旨として行われなければならない。</p> <p>防諜に関する施策の策定・実施に当たっては、国民の基本的な人権を不当に侵害するようにならず、報道又は取材の自由を十分に配慮しなければならない。</p> <p>何人も、諜報等を行い、又はこれを利用してはならない。</p>	<p><b>国の責務等</b></p> <p>国・地方公共団体の責務 自らの事務・事業に関し、防諜のための措置を実施 国：防諜に関する施策を総合的に策定・実施 関係行政機関の連携・協力 地方公共団体：国防施策への協力</p> <p>事業者の努力 国際的な連携の強化 防諜基本方針の策定（閣議決定） 防諜の普及、施策の基本方針、配慮事項等 防諜に支障ない範囲で公表、約3年ごとの見直し 国会に対する報告等</p>
<p><b>防諜に関する施策の推進</b></p> <p>防諜に関する教育・啓発の推進 研究開発の推進 情報通信技術等の研究開発・実証の推進 人材の育成・確保 防諜に係る専門的知識・技術を支える人材の育成・確保 海外の防諜の調査等 防諜に関する調査等</p>	<p><b>集中的に課すべき施策</b></p> <p>外国による活動の透明性確保のための制度の創設 外国から指示等を受けた者が行う活動の透明性を確保するため、事前の届出・定期的な報告を義務付け（違反時は処罰） ⇒ 制度創設のための法制上の措置を政府に義務付け（施行後2年以内）</p> <p>外国による公選の選挙等に不当な影響を及ぼす行為等に関する罰則の整備 諜報等に対する罰則（実行の着手前の行為の処罰を含む）の整備 ⇒ 検討・その結果に基づき法制上の措置を政府に義務付け（施行後2年以内）</p> <p>内閣情報調査費の設置 内閣情報調査費を内閣情報調査費に格上げ（国防安全保障院と同等を想定） 防諜に関する情報集約・関係機関への提供の事務等を所掌事務に追加 ⇒ できる早急に設置すること、検討・法制上の措置を政府に義務付け</p> <p>防諜に関する施策の策定及び実施の適正の確保 政府による施策の進捗の調査等 ⇒ 検討・その結果に基づき可能な限り定期的な措置を政府に義務付け</p>	<p><b>防諜に関する施策の推進</b></p> <p>防諜に関する調査等 防諜に関する調査等 防諜に関する調査等</p>
2. 特定秘密保護法・重要経済安全保障推進法の一部改正法案 — 責任評価の在り方の見直し「外国」への漏えいの加重処罰等、教育等の創設等—		
<p><b>特定秘密の在り方の見直し</b></p> <p>防諜等として定める事項 ① 評価対象者の国籍（過去の国籍を含む） ② 外国対抗・外国関係性その他の外国との関連性 政府による検討 ・独立公正な立場の機関による評価の実施 ・職務上必要（総務を除く）に対する評価の実施 ・所属のある法人・団体についての調査の実施</p>	<p><b>防諜等としての加重処罰</b></p> <p>特定秘密・重要経済安全保障情報（特定秘密等）を ① 外国の利益を図る目的で ② 「外国」（外国政府等又はその情報収集活動を 協力する者）に対して漏らした場合 ⇒ 取組推進費・業務経費の漏えい加重処罰 ⇒ 不正取得費の漏えい加重処罰 ⇒ 上記以外の者の漏えいの罰則を創設</p>	<p><b>防諜等としての加重処罰</b></p> <p>外国の利益を図る等の目的で、財物の譲渡、施設への侵入、不正アクセス行為等の情報の管理を著す行為により、特定秘密等を記録する文書等を毀滅した者の罰則を創設</p> <p>政府による検討 ・特定秘密等の漏えい等の捜査における通信傍受の検討 ・公益通報に伴う漏えい行為の刑事上の責任の在り方の検討</p>

# 参政党の防諜施策推進法案では国の 政策に反することを公に述べることを、犯 罪化する目的があるように見受けられる。



- ・ 秘密の漏洩だけでなく、外国勢力の不当な干渉によって、選挙、政策決定に影響を及ぼすことを諜報と定義し、これを防ぐことを防諜・スパイ防止としている。
- ・ これは、戦前の治安維持法における「国体変革」に似て、拡大解釈の危険に満ちている。
- ・ 政府が戦争を進めるときに、戦争に反対する意見を公表することが直接、この法律によって取り締まりの対象とされる危険性がある。

# 参政党の特定秘密保護法・経済秘密保護法案の内容 その1

- ・ 2013年に制定された特定秘密保護法は、この自民党のスパイ防止法案の大半の部分をすでに実現している。両者の違いを見つけるとすれば、特定秘密保護法の罰則は最高刑期10年であるのに対して、参政党は「外国通報」の場合は、加重重とするとしている。旧自民党案は死刑と無期で著しく厳罰化されていた。
- ・ この場合、「外国」の定義が問題となる。アメリカに漏洩することが許され、中国に漏洩することが、厳罰の対象となることを、国際協調主義をとる憲法の下で、どのような法理で正当化できるのかが問われる。この点を考察する際には、経済安保法における「外部」概念が、「仮想敵国」と同義語として使われたことを踏襲する可能性があると考えられる。
- ・ そして、外交関係や国際情勢に関する論議にまで、秘密のバールがかぶせられれば、日中の緊張緩和のために、何をすればよいかについてのパブリックな討論すら難しくなってしまうことが予測される。

# 参政党の特定秘密保護法・経済秘密保護法案の内容 その2 セキュリティ・クリアランスを強化するとしている

- ・ また、神谷宗幣氏の最近の言動から、公務員、民間企業社員に対するセキュリティ・クリアランスの審査の強化が予測されていたが、法案では、評価対象者の過去の国籍、外国渡航歴までを調べるとしている。
- ・ 帰化したものを外国人だったものとして、差別する意図がうかがわれる。
- ・ 今後の運用においては、政治的な思想信条の調査などにまで踏み込んでくる可能性がある。
- ・ このような制度は憲法の保障する思想良心の自由を侵害するものとなるだろう。

## 今後の検討で提案がされると想定される内容その1 「外国勢力活動透明化法案」

- 「外国勢力活動透明化法案」では、外国勢力の日本国内でのロビー活動の内容や資金源、保有資産を登録し、一部を公開するとした。登録について審査・監督する独立機関を設け、制度の運用状況を定期的に点検・評価し、国会に報告する。
- 中国、ロシア、北朝鮮関連の外交官や民間団体などが徹底的にマークされ、排外主義があおられることになる。
- 市民団体についても、海外の市民団体と連携していると、外国勢力とみなされて監視対象とされる可能性がある。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

25

25

## 今後の検討で提案がされると想定される内容その2 「インテリジェンス関係者安全保護法案」

- 関係者の安全を確保するため、仮装身分による活動を保障
- 日本のスパイを「インテリジェンス」関係者として、公認する制度
- 情報機関の活動の秘密化がますます進み、民主的なチェックが困難になる
- 経済安保がらみ的大河原化工機事件のような冤罪事件において、捜査官の証人尋問などが、ますます困難となる可能性がある。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

26

26

## 政府自民党・維新の会が提案する内閣情報局と対外情報庁は、国際紛争の解決の手段としての戦争を放棄した国の形を変えるもの

- 国内向けの情報収集機関として内閣情報局が、関連する機関を統合して設立することが、スパイ防止対策の決め手として打ち出される可能性がある。
- スパイ防止法も、情報機関も、世界の主要国にはどこにもあるということが推進する側から声高に宣伝されている。
- 内閣情報局に統合される可能性のある情報機関としては、国家安全保障担当首相補佐官/内閣情報官・内閣情報調査室/国家安全保障会議・国家安全保障局/自衛隊 情報保全隊/警察庁 サイバー警察局・各県警の警備公安警察部門/内閣府土地規制法事務局/経済産業省貿易経済安全保障局がありうる。
- 対外情報庁は、公安警察の外事部門、自衛隊の別班などを統合・拡大することが想定される。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

27

27

## 内閣に「情報局」を設置する構想は、第二次世界大戦の敗戦を踏まえ、憲法9条によって国際紛争を解決する手段として「戦争」を放棄した憲法体制と相容れない。

- われわれが、内閣情報局に反対する根本的理由は憲法九条の理念と相いれないからである。「情報局」は、世界と敵と味方に分けて、敵の情報をスパイによって取得するという世界観に彩られている。内閣に「情報局」を設置する構想は、第二次世界大戦の敗戦を踏まえ、憲法9条によって国際紛争を解決する手段として「戦争」を放棄した日本国の憲法体制と相容れない。むしろ、既に存在する公安警察、公安調査庁、自衛隊情報保全隊その他の情報機関に対する監視監督のために、独立した監視機関を設立することが必要である。
- 確かに、欧米各国はどこも情報機関があり、独立国が情報機関を持つのは当然という意見もあるだろう。しかし、世界の軍事紛争を見ると、インテリジェンス機関の活動がむしろ紛争を拡大し、深刻化させた例は枚挙にいとまがない。
- 戦後の世界の軍事紛争の多くが、情報機関の謀略に端を発しているといえる。憲法九条によって戦争放棄を定めている日本国には、戦争遂行のための機関である情報機関は必要がないし、このような機関は創設するべきではない。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

28

28

## チリ・アジェンデ政権の転覆はCIAの違法工作が発信源

- 1973年に選挙によって選ばれたチリのアジェンデ政権をピノチェト將軍による軍事クーデターによって転覆させた
- このクーデター工作の背後でCIAが大きな役割を果たしていたことは、公的に確認されている。
- 自殺前、アジェンデは最後の演説で、チリの未来への希望と、国民が意志を強く持ち、暗黒の時代を乗り越えることを願った。
- CIAは複数のアジェンデ排除計画に関与した。これには議会への贈賄、世論操作、ストライキへの資金提供などが含まれる。また、クーデターを促すための危機的状況の創出も試みられた。それに加え、ITT社やエル・メルクリオ紙を通じた資金提供や宣伝活動も行われたとされている。



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

29

29

## 武器の密輸で稼いだ資金を反共産ゲリラコントラに提供した腐敗事件 イラン・コントラ事件

1985年8月に、イスラム教シーア派組織ヒズボラによって米兵が拘束され人質とされた際に、アメリカ政府は、ヒズボラの後ろ盾であるイランと非公式ルートで接触し、極秘裏に武器を輸出する事を約束した。

- 当時アメリカは、イラン革命後1979年に発生したイランアメリカ大使館人質事件によってイランとの国交を断絶していた。イランに対する武器輸出は公式に禁じられていた。
- ところが、アメリカ政府はロナルド・レーガン大統領直々の承認を受けて極秘裏にイランに対して武器を輸出したばかりか、国家安全保障担当補佐官のジョン・ポインデクスターと、国家安全保障会議軍政次長でアメリカ海兵隊のオリバー・ノース中佐らが、イランに武器を売却したことで得た収益を、ニカラグアで反政府内戦（コントラ戦争）を行っていた反共ゲリラ「コントラ」に与えていた。
- イランへの武器輸出と、反共ゲリラへの資金の横流しは、議会の了解を全く得ないで進められた。



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

30

30

## ソビエトのアフガン侵攻の際のCIAサイクロン作戦がアルカイダを産み出した

- アフガニスタンにおける対ソ戦争時に、CIAは「サイクロン作戦」の名の下で、パキスタン軍統合情報局 (ISI)を通じてムジャーヒディーン勢力への資金援助を行った。
- ビン・ラーディンらの組織 (MAK)がアメリカから資金提供を受けたとする報告も存在する。1988年に、ソ連軍がアフガニスタンからの撤退した後、ビン・ラーディンらが、MAKから独立した新組織「アルカイダ」を結成した。
- アルカイダのアメリカに対する憎しみの背景には、対ソ戦でCIAが彼らを利用しながら、その後に取り捨てられたことへの恨みがあるといわれている。



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

31

31

## イラクが大量破壊兵器を保有しているというウソの出所はCIA

- 現在の中東における軍事紛争拡大の契機となった2003年のイラク侵攻は、イラクが大量破壊兵器を保有しているとのアメリカの情報機関 (CIAなど)による情報を根拠に、パウエル国務長官が国連で説明し、開戦の口実とされた。
- 2003年2月、米国のパウエル国務長官が国連安全保障理事会での演説で存在を印象づけようとした「大量破壊兵器」は、戦闘の終結後も、見つからなかった。
- 2023年3月22日付朝日新聞によると、サダム・フセイン大統領と、国際テロ組織アルカイダの関係について、ある日のリハーサルの際、パウエル氏は演説からイラクとアルカイダを結びつける部分を外したいと主張した。テロ関連、特にアルカイダの部分について明確な情報はなかったためである。
- ところが、「アルカイダとイラク秘密警察との間で、生物・化学兵器の使用に関する訓練を含む接触があった」という報告が入り、テロ関連のくだりはすべて演説に戻した。
- 後から判明したことが、この報告の情報源は、数週間後に発言を撤回していた。「拷問中の発言で、拷問をやめさせるために何でも言った」と。しかも米国防情報局 (DIA) はCIAに「信頼できない」と警告していた。



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

32

32

## 第二次世界大戦の敗戦国であるドイツには、連邦憲法擁護庁、連邦軍事防諜庁、連邦情報庁(BND)の情報機関があり、謀略はしないと制限されているが、ドイツの連邦情報局はBBCやニューヨーク・タイムズ、ロイター通信などの電話などを盗聴していた。

- 2016年BND法が改正された。この改正について渡辺富久子氏は次のように評価している。
- 「2016年のBND法改正において評価されているのは、①在外外国人の通信傍聴に連邦首相府の命令が必要となる等、連邦首相府による監督が強化され、②連邦通常裁判所に独立委員会が設置されるなど、BNDの活動に対する監視が強化された点である。同時に制定された「議会による連邦の情報機関の監視の強化に関する法律」においては、議会監視委員会法が改正され、連邦議会による情報機関の監視全般が強化された。議会監視委員会法の改正では、例えば、同委員会が毎年、公開の公聴会において連邦の各情報機関の長から報告を受けること、また、情報機関の職員が同委員会に対して内部不正を告発することができ、内部告発者は保護されることが定められた。
- 他方で、2016年のBND法の改正には批判もある。特に、通信の秘密を保障する基本権は在外外国人にも適用されるべきではないか、という点である。BNDが収集するのは国外で行われた通信情報であるが、これはドイツ国内に設置された機器で受信され、記録される。少なくとも、収集したデータの評価及び利用は、ドイツ国内で行われる。連邦憲法裁判所の前長官ハンス＝ユルゲン・パピア（Hans-Jürgen Papier）は、基本権の効力がドイツ国内にしか及ばないということが基本法に定められていない以上、ドイツ国外においても基本法が定める基本権が効力を有することを前提としなければならぬのではないかと指摘する。」
- また、この機関は、情報収集のみを任務とし、工作などは行わないことが法に規定されている。にもかかわらず、2017年2月24日、ドイツのシュピーゲル誌は、連邦情報局がBBCやニューヨーク・タイムズ、ロイター通信などの電話などを盗聴していたことが報じられている。ある程度の透明性が確保されているドイツの制度の下でも、このような事象が起きていることは、このような機関を設置することには、極めて慎重な姿勢が必要であることを示している。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

33

33

## 戦争体制づくりに地域から抗していくために、公安警察による市民運動に対する情報収集活動そのものが違法であると判示した名古屋高裁 2024年9月13日大垣署事件判決を学ぼう



20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

34

34

## 憲法上的人格権としてのプライバシーを深く分析した画期的な判決

- 憲法13条は、個人の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保障されるべきことを規定している。
- 個人の私生活上の自由を侵害するような個人情報を収集されない自由は、憲法13条により保障されている。
- 私人が発信した自己の情報を公権力が広く収集し、分析しているとすると、私人が自ら情報発信すること自体を躊躇する可能性があるし、情報発信する内容についても、公権力がこれを収集していることを前提とした内容にしてしまう可能性がある。
- 公権力が、ある者の個人情報収集しているということは、その者と接触する者の個人情報や、その者が所属する団体ないしグループ。等の情報も公権力によって収集されることになるから、そのような者との交友を避けたり、そのような者がグループ等に入ることを嫌ったりすることが考えられるのであって、現実的な社会生活への影響を生じさせる。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

35

35

## 警察の情報収集活動がもたらす具体的な弊害を指摘

- そして、公権力が、本人の知らないまま、特定の個人に関する個人情報を、その要保護性の高低、推定的同意の有無、収集方法の強制処分性文は任意手段性の知何、正確性の有無や程度等にかかわらず、多数収集してこれらを集積し、分析し、保有するなどすれば、当該個人の実際の人間像(人物像)とは異なる人間像がその中で形成され、これが独り歩きして、誤った個人情報に基づく措置等を行ってしまう可能性がある。また、保有する情報が不十分なもの(重要な意味を持つ関連情報が欠落する場合などもあり得る。)である場合は、本来であれば考慮すべき情報を考慮せずに意思決定し、それに基づく措置等を行ってしまう危険性も生じ得るのである(部分的情報によって、当該個人に関する虚像が形成され、そのような判断に基づく意思決定がされる恐れがある。)
- しかも、このような個人情報の収集及び保有等を警察組織が行った場合には、その利用のされ方(本件ではこの点自体も明らかではないが。)によっては、正確性を欠く情報(誤った情報、不十分な情報、最新のものではない古い情報等)に基づき、監視の対象とされたり、犯罪捜査の対象として取り上げられたりして、誤認逮捕等の身柄拘束が生じる可能性も否定できないのである。
- さらには、公権力から誤った情報(部分的情報のみが提供されることも含む。)が当該個人に関する第三者に提供されれば、当該第三者は、誤った情報に基づく意思決定(部分的情報に基づいて虚像が形成され、これに基づいて意思決定されることも含む。)をし、当該個人に対して行動することになってしまうという弊害も生じ得るのである。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

36

36

## スパイ防止法反対は戦争をしない・させない闘いの最前線



2025/11/12 高槻における市民連合  
主催のスパイ防止法案反対の市民集会

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

37

37

## スパイ防止法に反対する運動を緊急に構築しよう！ 旗幟を鮮明にし、闘う体制を構築しよう

- すでにSNS上で、スパイ防止法案に反対する意見を公表しただけで、非国民・スパイのレッテルが張られるような状況となっている。私も、「スパイの断末魔だな」などというひどい書き込みにさらされている。
- 石破政権が崩壊し、安倍派の勢力を中心とする自民党と維新の会が連立する政権ができた。スパイ防止法案が今後の国会に討議の中心的なテーマとなることは必至である。
- 反対運動のための体制をつくる時間は限られている。この間の院内集会には多数の立憲民主党議員、共産党、れいわ新選組、社民党、沖縄の風などの議員が参加した。共産党、れいわ新選組、社民党は反対の旗幟を鮮明にしてほしい。
- 立憲民主党の心ある議員たちは、党内で、党の反対の姿勢確立のために働いてほしい。
- 全国で、超党派の市民の手で闘いを組織しよう。地域から、たくさんの市民が声を上げる中で、反対の世論を国会に示していこう。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

38

38

## 戦前の戦争体制の基盤は隣組。監視社会の構造そのものが委縮を産み出す構造は、すでに始まっている。

- 戦争は軍備だけで遂行できるものではない。国民の支持が必要である。戦争に反対する市民がいたら、これをすみやかに排除できるように、市民が相互に監視し、国家が直接市民を監視できるシステム・仕組みが必要である。
- 戦前には、徴兵制度、スパイ防止を標榜するキャンペーン、隣組制度、憲兵・特高に対する密告などにより、戦争に対する疑問の声を上げることは不可能となっていた。
- いま、顔認証機能付きの街頭監視カメラ、スマホの位置認証、マイナンバーカード、通信傍受対象犯罪の拡大(参政党のスパイ防止法案にさらなる拡大が入っている)、能動的サイバー防御制度の下での、無差別のネット情報の収集が進められ、市民監視の体制が整備された。
- 「スパイ防止法には疑問があるが、反対の声を上げると、政府にマークされるのではないかと不安だ」という声を聴く。監視によって、人を黙らせるこのような動きが始まっている。これに対抗して、地域における、公安警察や自衛隊の活動に対して、市民の側から調査し、その実態を明らかにしていくことが必要である。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

39

39

## 地域に反戦の核をつくる

- スパイ防止法の制定を求める勢力は、各地域でスパイ防止法の制定のための請願を行って行くことが予測される。
- その中心となるのは、自民党に国民民主党、維新の会、参政党、保守党と統一協会・勝共連合が連携して行くことが考えられる。
- すでに、高市政権の台湾有事・存立危機事態答弁によって、日中関係の危機はますます深まっている。
- 土地規制法についても、自治体を巻き込んで、基地・原発周辺の監視体制がつくられてきている。土地規制法の改悪の動きも提起されている。
- スパイ防止法の制定を求める決議に対抗して、立憲野党側から制定反対の決議を求めている。
- このような決議の採択をめぐる攻防で、日中戦争に反対し、日中間で、様々な回路を通じて率直な意見交換することのできる体制を組織していこう。

20XX/9/3

プレゼンテーションのタイトル

40

40